

玄海国定公園
(福岡県地域)

公園区域及び公園計画変更書
(案)
[第1次点検]

目 次

第1	公園区域の変更	4 ページ
1	変更理由	4 ページ
2	変更する公園区域	5 ページ
第2	公園計画の変更	27 ページ
1	変更理由	27 ページ
2	規制計画の変更内容	28 ページ
(1)	保護規制計画及び関連事項	28 ページ
ア	特別地域	28 ページ
(ア)	第1種特別地域	30 ページ
(イ)	第2種特別地域	31 ページ
(ウ)	第3種特別地域	32 ページ
イ	面積内訳	33 ページ

第1 公園区域の変更

1 変更理由

玄海国定公園は、福岡県遠賀郡の三里松原から西方、佐賀県唐津湾の虹ノ松原に至る十余りの弧状松原海岸が多数の陸繁島を節として、連続したいわゆる白砂青松の自然景観を主体とし、加えて上古の文化、史跡、伝説等を包蔵する文化景観を統合した地域から形成されており、また、北九州、福岡両都市を包む都市近郊型の自然公園としての特徴を有している。本公園は、昭和25年5月、福岡県立公園条例に基づき区域指定をした玄海県立公園を母体に、昭和31年6月、国立公園法（昭和6年法律第36号）に基づく国立公園に準ずる区域の指定（厚生省告示第140号）及び公園計画の決定（厚生省告示第141号）を経て、昭和32年10月自然公園法（昭和32年法律第161号）の施行とともに玄海国定公園に移行し、特別地域の指定（厚生省告示第328号）が行われたものである。

その後、平成2年2月に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）（環境庁告示第2号）を実施し、公園区域や公園計画の変更を行った。

今回は、平成2年の再検討後の自然的・社会的条件の変化をふまえた第一次点検として、公園区域全般について調査を行った結果、白砂青松の自然景観を有する区域に隣接し、カブトガニや貝類、カニ類等、多様な生物が生息し、渡り鳥の越冬地となっている津屋崎干潟の保全と利用を図るため公園区域を拡張するとともに、不明確となった公園区域線を明確化する等、公園区域の変更を行うものである。

2 変更する公園区域
 玄海国定公園の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表1：公園区域(陸域)変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	
1	拡張	福岡県福岡市東区 大字奈多及び大字西戸崎の各一部	海岸に近い松林で隣接する第1種特別地域と同様の風致を有しており、一体に保護を図るとともに区域線の明確化を図るため、公園区域に編入する。	$\begin{bmatrix} 11 \\ 11 \\ 0 \\ 0 \end{bmatrix}$ [国 公 私]
2	削除	福岡県福岡市西区 大字玄界島の一部	平成17年の福岡西方沖地震による地すべりによって地形が変化し、その復旧に係る住宅地の造成により国定公園としての資質が失われた箇所について、公園区域から削除する。	$\begin{bmatrix} \Delta 2 \\ 0 \\ \Delta 1 \\ \Delta 1 \end{bmatrix}$ [国 公 私]
3	削除	福岡県福岡市東区 大字下原及び下原三丁目の各一部	国の天然記念物に指定されているクスノキ原生林や戦国時代の立花城跡などを有する標高367.1mの立花山の麓に位置し、それらと一体の景観を形成しているが、公園区域内外にまたがって建物が建ち並ぶなど市街化の進行に伴い、公園区域としての資質が失われているため、公園区域から削除する。	$\begin{bmatrix} \Delta 4 \\ 0 \\ \Delta 1 \\ \Delta 3 \end{bmatrix}$ [国 公 私]
4	削除	福岡県福岡市東区 大字香椎の一部	隣接する長谷ダムの建設に伴い、水没地区の住宅移転地が造成されたため、公園区域としての資質が失われたため、公園区域から削除する。	$\begin{bmatrix} \Delta 4 \\ 0 \\ \Delta 2 \\ \Delta 2 \end{bmatrix}$ [国 公 私]
5	削除	福岡県福岡市東区 大字西戸崎の一部	海浜公園整備の進行に伴い、区域線の明確化をする必要があるため、公園区域から削除する。	$\begin{bmatrix} \Delta 7 \\ \Delta 7 \\ 0 \\ 0 \end{bmatrix}$ [国 公 私]

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	
			変更部分面積計	$\begin{matrix} \triangle 6 \\ \triangle 4 \\ \triangle 4 \\ \triangle 6 \end{matrix} \left[\begin{matrix} \text{国} \\ \text{公} \\ \text{私} \end{matrix} \right]$
			変更前公園面積	$\begin{matrix} 5,876 \\ 1,390 \\ 356 \end{matrix} \left[\begin{matrix} \text{国} \\ \text{公} \\ \text{私} \end{matrix} \right]$
			変更後公園面積	$\begin{matrix} 5,870 \\ 1,394 \\ 352 \end{matrix} \left[\begin{matrix} \text{国} \\ \text{公} \\ \text{私} \end{matrix} \right]$

(表2：公園区域(海域)変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積(h a)
6	拡張	福岡県福津市 渡及び津屋崎の地先海面	渡半島東部に位置する内湾の干潟は、カブトガニや貝類、カニ類などの多様な生物が生息しており、県内でも河川流のない唯一の干潟であり、隣接する第3種特別地域と一体となって優れた風景を有しており、また、世界的にも絶滅の危機に瀕しているクロツラヘラサギなどの渡り鳥も越冬に訪れる地域でもあり、風景の保護及び適正な利用を図るため、公園区域に編入する。	46
			変更部分面積	46
			変更前公園面積	38,400
			変更後公園面積	38,446

